

平成 2 8 年

士幌町第6期町づくり総合計画・地方創生策定
及び新拠点「道の駅」検討特別委員会会議録

平成28年1月13日

	瀬口 事務局長	おはようございます。ただいまより第5回士幌町第6期町づくり総合計画・地方創生策定及び新拠点「道の駅」検討特別委員会を開会します。
		開会に当たり、細井委員長より挨拶申し上げます。
	細井 委員長	おはようございます。いよいよ本特別委員会の最後の課題であります6期の町づくり計画についての質疑を開催させていただきます。この問題につきましては、集中的にここ3日間にわたって審議をしたいと思っておりますので、委員各位の議論のもとにしっかりした計画をつくっていきたく思いますので、特段の配慮と協力をお願いして挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。
		それでは、これから本日の会議を開きます。
		審査方法は、Ⅰ、初めについて、趣旨説明の後質疑を受けます。続いて、Ⅱ、基本構想について、概要説明後質疑を受けますが、重点施策については昨年本特別委員会で協議した総合戦略の中の4つの基本目標と同様であることから、説明、審査を省略いたします。続いてⅣ、基本計画については、章ごとに概要説明、質疑を受けます。全体の質疑終結後討論、採決を行いたいと思っております。これに異議ございませんか。
		(異 議 な し)
	細井 委員長	異議なしと認めます。
		よって、審査はただいまお諮りした方法で行うことに決定いたしました。
		本日の日程ですが、Ⅳ、基本計画の第4章までを予定しております。なお、総合計画に対する議会の議決対象は基本構想のみであります。内容を具体的に深めていただくため、基本計画についても概要説明を求めていきたいので、ご理解願いたいと思っております。
		それから、もう一つ、説明、それから質疑に関しましては、簡単、明瞭に的確な説明、それからの的確な質疑を求めたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。
説明		それでは、Ⅰ、初めについて理事者並びに総務企画課長の概要説明を求めます。副町長。
	柴田 副町長	それでは、士幌町第6期町づくり総合計画の趣旨及び概要について説明を申し上げたいと思っております。
		第6期町づくり総合計画案につきましては、昨年6月に町民会議に専門部会を設置しまして、住民アンケート結果などを参考にしながら、5部会に分かれて慎重な検討協議を経て、幹事会及び全体会議を重ね、昨年11月26日に答申をいただいたところであり、その答申に基づきまして、昨年末の第4回定例町議会に提案を申し上げ、本日の特別

委員会によって審議をお願いしているわけですが、それに先立ちまして、第6期町づくり総合計画の基本的な考え方について概略を申し上げたいと思います。

本町の町づくり総合計画は、昭和40年代に第1期としまして、生産基盤の確立、昭和50年代には第2期、生産と環境整備の充実、60年から平成にかけては第3期、生産の拡充を図りながらも、さらに精神分野の充実について、平成8年からの第4期は、経済的な豊かさに加え、精神的な豊かさを持ち、生産、暮らし、心に至る豊かな農村をと題しました。平成18年から……

(何事か言う者あり)

細井委員長 暫時休憩します。

暫時休憩

細井委員長 休憩を解きます。

柴田副町長 平成18年からの第5期は、農業を核とした豊かな町、協働する町、活力のある町を目指し、取り進めてきたところであります。第6期町づくり総合計画に当たりましては、テーマを「輝く未来へ しほろ創生」としております。さまざまな課題が見受けられる中、本町の持つよさや魅力を伸ばし、改めるべきところは改め、輝き続ける土幌を目指すものであります。基本目標につきましては、6つの目標を設定し、それぞれの関連する分野において取り組みを進めていきます。1つ目は教育関係としまして、子供の笑顔が広がり学び、楽しむ町、2つ目は健康、医療、福祉関係としまして、支え合いで、安心安全を共感する町、3つ目は環境、エネルギー関係としまして、豊かな環境を守り、育てる町、4つ目は土地利用、道路、防災関係としまして、安全で快適な暮らしの場がある町、5つ目は農業、商業、観光関係ですが、活力やにぎわいを創造する町、最後に6つ目といたしましてまちづくり、財政運営関係ですが、みんなで考え、行動する町であります。以上6つの基本目標があり、重点施策につきましては総合戦略との位置づけもあることから、施策内容につきましては状況に合わせて毎年内容を見直し、調整を図りながら進めていくこととしておりますので、委員各位の率直な意見を出していただきながら審議をいただきたいと思ひます。

以上、提案に当たりましての総括の説明とさせていただきます。

細井委員長 総務企画課長。

寺田総務企画課長 総務企画課長、寺田より説明をさせていただきます。

2ページでございます。2の総合計画の構成と期間でございますが、

		<p>本計画は基本構想、基本計画により構成されております。計画期間は平成28年度から10年間とし、基本計画は必要に応じて中間年度に見直すこととしております。なお、重点施策については、土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけて進めることとしております。</p> <p>次、3ページから5ページの3、土幌町の概況についてでございますが、地勢、気候、沿革、人口、世帯数、土地利用、産業の項目別に土幌町の現状と歴史などについて記載しており、特に農業の発展、人口減少と少子高齢化の進行などについてそれぞれ記載をしたところでございます。</p> <p>続きまして、6ページから8ページまでの4、土幌町を取り巻く時代の潮流といたしまして、1つ目には少子高齢化などの人口構造の変化、2つ目には画一的から多様化への価値観の変化、3つ目には地球温暖化の防止や自然保護など環境への意識と関心、4つ目にはあらゆる分野における安心、安全への期待、5つ目には経済市場や観光などのグローバル化の進展、6つ目には地方分権による地域づくりの構造変化についてそれぞれ今日的な動向や目指すべき方向性をそれぞれまとめたところでございます。</p> <p>次に、9ページから13ページにかけての5、土幌町の課題といたしましては、町民アンケート等の結果を踏まえながら課題をまとめたところでございます。1つ目は医療と買い物に対する満足度を高めること、2つ目はさらなる特産品への期待に応えること、3つ目は幅広い視点から環境を考え、保全すること、4つ目は交流人口を拡大し、地域の活性化や移住につなげること、5つ目には長期的な視点で地域経営を考え、進めていくこと、この5つの視点でそれぞれ課題をまとめたところでございます。</p> <p>以上、簡単でございますが、I、初めにの説明とさせていただきます。</p>
質疑	細井委員長	<p>説明が終わりましたので、質疑に入りますが、質疑は1人1問とし、さらに質疑があれば他の委員の質疑が終わってから許すことにしたいと思います。また、質疑の際は、マイクボタンを押し、総合計画のページ数、行数を明示の上、簡潔明瞭にお願いをいたしたいと思います。それでは、I、初めにについて質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
説明	細井委員長	<p>それでは、これでI、初めにの質疑を終了いたします。</p> <p>続いて、II、基本構想について企画担当主査の概要説明を求めます。</p>
	小野寺総務	<p>総務企画課企画担当主査の小野寺でございます。よろしくお願いたします。それでは、1のまちづくりテーマですけれども、14ページ</p>

企画課
企画
グループ
企画担当
主査

になります。本町におきましては、基幹産業であります農業の先駆的な展開によりまして高い経済性を示しつつ発展し、健全な財政運営から豊かな町を形成したところであります。一方、国内におきましては少子高齢化が進む中、人口減少が大きな問題となっております。そのような中、地方はいかに創生していくかが各自治体の大きな課題となっております。本町におきましてもあらゆる課題が見受けられますが、今まで築き、守り育ててきた本町をよりよい姿で次につなげていくためにも、本町の持つよさや魅力は伸ばし、改めるべきところは改め、今も未来も輝き続ける土幌をつくり出す思いを込めまして、「輝く未来へ しほろ創生」をまちづくりのテーマとして掲げたところであります。

次に、将来人口ですが、15ページになります。重点施策でもあります土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略で示したように、国立社会保障・人口問題研究所、通称社人研の推計のもと、今年度推計につきましては直近5年間の人口動態を加味しております。5年後の平成32年からは推計値の10歳から24歳を0.05ポイント、それ以外の年齢を0.03ポイント、ポイントアップをしまして推計し、合計特殊出生率につきましては平成28年度から32年度までを1.8としまして、社人研の推計よりも282、日本創成会議より451人増の5,693を将来人口と設定したところであります。

次に、基本目標と施策の大綱であります。16ページからになります。まちづくりを進めていくに当たりまして、6つの基本目標を設定し、それぞれ関連する分野におきまして取り組みを進めていきます。1つ目には、教育関係としまして、子供の笑顔が広がり学び、楽しむ町であります。少子化が進む中、少ないからこそできる細やかな子育て支援や学校教育を行い、子供たちが知識や学力を身につけながら心身ともにたくましく豊かに成長するよう努めます。また、住民が学ぶことができる機会や趣味、生きがいを持つことができる場、スポーツや文化芸術に親しめる場などを充実させ、誰もが生涯を通じて学習やスポーツ、文化的な活動を本町で楽しめるまちづくりを進め、7つの項目でまとめております。

2つ目には、健康、医療、福祉関係としまして、支え合いで、安心安全を共感する町であります。みずからの健康を考え、健康づくりに取り組む意識や行動を住民に普及するとともに、福祉村を拠点に地域包括ケアシステムを構築し、住民の健康管理から福祉サービスの提供までを総合的に行い、また住民の理解と協力を得ながら、地域で支え合いや見守りを充実させつつ、誰もが住みなれた地域で安心して子育てをすることができ、生涯を通じて生活を送ることができるまちづくりを進め、8つの項目でまとめております。

3つ目には、環境、エネルギー関係としまして、豊かな環境を守り、

育てる町であります。今ある自然環境を大切に守りながら、環境マネジメントの推進など、より広い視点から町の環境負荷の軽減に取り組み、さらに豊かな町へと育て、次代に継承していく。また、ごみの回収や分別、公園や墓地等の管理を適切に行い、環境の維持に努めまして、3つの項目でまとめております。

4つ目には、土地利用、道路、防災関係としまして、安全で快適な暮らしの場がある町であります。長期的な視点を持ちながら、町全体の土地利用を初め、住民生活にかかわる基盤整備を維持、充実させ、将来にわたって住みよさや便利さ、快適さを感じられるまちづくりを進めます。また、交通安全や防犯、防災に対する住民の意識を高めるとともに、発生を未然に防ぐ取り組みを進めるなど、安心、安全に生活ができる環境を維持し、災害や交通事故、犯罪などから住民の生命と財産を守ることに努めまして、9つの項目でまとめております。

5つ目には、農業、商業、観光関係ですが、活力やにぎわいを創造する町であります。農業を軸に、さまざまな規模や業種の事業活動が行われ、住民がそれぞれ希望にかなった仕事を心得て働くことのできる産業基盤づくりに努めていきます。また、それぞれの産業が時代の流れや消費者の意向を踏まえながら発展、振興し、本町の経済を支え、活力やにぎわいを生み出す原動力としてあり続けられるように努め、6つの項目でまとめております。

最後に、まちづくり、財政運営関係ですが、みんなで考え、行動する町であります。これまでの地域のつながり、これから必要な連携のあり方などを町全体で考えながら、人口減少の中でも地域活動が継続されるよう支援します。また、協働や男女共同参画といった考え方を浸透させながら、より多くの住民が活躍できるまちづくりを進め、さらに本町のまちづくりの動きや課題などを町全体で共有できるよう、住民と行政をつなぐ情報提供、意見の収集の充実に努めながら、限られた財源と資源を有効に生かし、健全な財政運営に努め、6つの項目でまとめております。

以上、基本構想の説明とさせていただきます。

なお、Ⅲの重点施策につきましては、12月3日付で策定されております土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合計画の重点と位置づけておりますので、説明につきましては省略させていただきますが、本日参考資料としまして総合戦略における主な事業一覧と平成32年までの財政推計を提出させていただいております。なお、財政推計における条件につきましては、右側に記載しておりますが、全体としましては平成26年までの地方財政状況調査を基本としております。特殊要因を除くために、歳入からは繰入金及び繰越金を除いております。歳出からは積立金を除き、推計に用いる人口につきましては総合戦略で示した推計としております。基金残高につきましては、総額から特定

質疑	細 井 委 員 長	<p>目的基金を除いたものであります。歳入歳出につきましては、想定されるものをそれぞれ考慮した上で推計値を出しているところでありますが、いずれにしましても厳しい財政状況であることであります。</p> <p>以上、説明に代えさせていただきます。</p> <p>説明が終わりましたので、Ⅱ、基本構想について質疑に入ります。ごさいませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
説明	細 井 委 員 長	<p>それでは、これにてⅡ、基本構想の質疑を終了いたします。</p> <p>続きまして、Ⅳ、基本計画、第1章、子供の笑顔が広がり学び、楽しむ町に入ります。</p> <p>なお、概要説明は項目番号ごとに主としている代表の所属長が項目順に行いますが、質疑に対する答弁は各担当所属長に求めます。子ども課長。</p> <p>子ども課長、高橋より幼児教育、子育て支援について説明させていただきます。</p> <p>23ページお開きください。最初に、現状について説明をさせていただきます。平成20年4月より認定こども園を開園し、同時にこども園の事業である子育て支援事業も実施してきました。平成27年度からは子ども・子育て支援新制度のもと、幼保連携型認定こども園として運営しております。なお、発達が気になるお子さんを対象に相談や療育を行っておりました発達支援センターの業務につきましては、支援の充実と窓口の一本化のため、幼児療育センターと統合となり、こども発達相談センターを設置し、平成28年度より実施することとなりました。</p> <p>次に、学童保育につきましては、町内5地区で開設しており……</p> <p style="text-align: center;">(何事か言う者あり)</p>
	細 井 委 員 長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: center;">午前10時22分 休憩 午前10時28分 再開</p>
	細 井 委 員 長 高 橋 子 ども 課 長	<p>それでは、再開します。</p> <p>次に、学童保育につきましては、町内5地区で開設しており、入所対象児童も6年生までと拡大し、対応しております。土幌学童保育所につきましては、小学校の空き教室の確保が困難であることから、子ども交流センターを新設し、平成28年4月から学童保育と放課後子ども教室を併設した運用を目指しております。</p> <p>24ページをお開きください。次に、主な課題について説明させていただきます。認定こども園につきましては、私立の認可保育所や認可</p>

外保育所との連携、小学校への円滑な接続を重点的に取り組む必要があります。へき地保育所の幼児数の減少による指導面の支援や受け入れ施設としての機能の確保の検討が必要となっております。また、学童保育所の開設時間の延長や児童の居場所づくりが求められており、全ての児童が放課後等を安心、安全に過ごし、多様な活動や体験ができる場が求められています。その施策につきましては、認定こども園における旧保育所部分の施設の老朽化等のため、施設の改築を検討します。また、学童保育の充実とバス待ち児童などが安心、安全に過ごせる居場所づくりが求められており、全ての児童が放課後等を安心、安全に過ごし、多様な活動や体験ができる放課後子ども教室の開設を検討しております。その他につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

細井
委員長
辻教育
課長

教育課長。

それでは、1—2、小学校、中学校について教育課長、辻より説明をさせていただきます。

25ページをお開きください。まず、現状でございますが、大きく7つに分けて現状を書かせていただいております。まず、1番目は町内の小学校、中学校の設置状況、2つ目に教育内容、わかる授業の展開、家庭学習の習慣化、外国語指導員の複数配置など、3番目としてへき地教育における集合学習の実施、4番目として各小中学校における特別支援学級の開設、5番目として学校給食や大地くんと学ぼうを通しての食育、6番目として関係機関と連携した開かれた学校づくり、児童生徒の安全、安心な環境づくり、いじめ、不登校の未然防止、早期発見、対応に努めていること、7つ目として各小学校における都市交流の実施を現状として挙げてございます。

次に、主な課題と施策でございます。区分の1につきましては、学校施設の老朽化、またスクールバスの更新等のことについて記載をさせていただきます。当然施策についても計画的な施設の改修、更新、スクールバスの計画的な更新について施策として載せてございます。

次、区分の2、教育体制、教育課程でございますが、主な課題としてICT教育の設備の推進の必要性、それから2つ目として児童生徒の小1、中1の新しい環境の生活にうまく適応できないことで起こる不登校などの事例があることから、滑らかな接続が必要と考えております。施策としまして、1つ目ですが、基礎学力の向上、豊かな心、健やかな体の育成に努めること、2つ目として情報化社会に対応したICT教育の環境整備と推進、3つ目としてALTの複数配置による英語教育の充実、推進、4つ目として開かれた学校づくり、5つ目として安全教育を推進し、学習環境の確保に努めること、6つ目として

児童生徒の安全管理、7つ目としていじめや不登校をなくすための取り組み、8つ目として食育としてございます。

次に、区分の3、特別支援でございますが、主な課題として、特別支援学級の児童生徒も普通学級における支援が必要な子供がふえていることから、個に応じた適切な支援の充実が必要と考えております。施策としまして、当然ですが、特別支援のより充実に努めるということとしてございます。

区分の4つ目、指導体制であります。主な課題として、小規模校ではきめの細かい指導の一方、欠学年や同学年がないなど協働授業を行うことにも支障が出ていること、2つ目、高度化、複雑化する諸課題への対応、基礎、基本的な知識、技能を習得する学習が必要と考えております。施策としまして、1番目、児童数の推移を踏まえて小学校の適正規模、適正配置に努める、2つ目として教員の資質の向上のための各種研修会への参加に努める。

5つ目ですが、都市交流であります。主な課題としましては、交流先の理解と協力が必要と考えております。施策としましては、今までどおりの都市交流の推進をしていくこととしております。

以上です。

高校事務長。

細井
委員長
藤村高校
事務長

1-3、高等学校について高等学校事務長、藤村から説明しますので、27ページをごらんください。

現状は、1つ目、町立の職業高校の利点を生かし、地域産業の担い手育成、地域の信頼に応える教育実践を経営方針として学校経営を展開、2つ目、農業経営並びに農業の多面的な機能について学ぶアグリビジネス科と食品加工、流通に関する基礎を学ぶフードシステム科の設置、3つ目、高校の魅力として発信していく志プロジェクトの取り組み、4つ目、校舎は築40年が経過し、老朽化が進んでいることを挙げております。

主な課題は、記載のとおりでございます。主な施策は、(1)、教育施設では、①、農場生産物の1次加工を行える教育施設整備の検討、②、実習施設の集約や農場再編、③、校舎の改修等、④、将来に向けた校舎のあり方の検討を挙げております。(2)、教育内容では、①、魅力ある農業教育、②、志プロジェクト等の支援、③、地域に根差した活動、④、国際化の対応のため、英会話指導、海外文化交流を挙げております。(3)、支援では、少子化傾向により中学卒業生の減少課題を克服するため、①、通学バス費用の助成、②、大学進学を希望する在校生の支援、③、4年制大学に進学した生徒の支援を継続します。(4)、広報活動では、中学校訪問や学校説明会、マスメディアや広報紙、ホームページ等を通じて情報発信し、入学者の確保に努め

細 井
委員 長
辻 教 育
課 長

ます。

以上で高等学校の説明を終了します。

教育課長。

それでは、1－4、生涯学習について教育課長、辻より説明させていただきます。

28ページをお開きください。まず、生涯学習の現状であります、3つございまして、1つ目が生涯学習講座や生涯学習出前講座の実施、それから2つ目として生涯学習支援人材バンク制度があるということ、3つ目として生涯学習ガイドブックの発行があります。

続きまして、主な課題と施策でございます。区分の1、情報提供であります、主な課題としまして、生涯学習出前講座事業の継続の必要性、それから2つ目としてより早く多くの方に情報が伝わるよう、ホームページの活用など情報提供の充実が必要と考えております。施策として、1番目、生涯学習ガイドブックの発行や啓発、2つ目として住民と行政の情報交換の場として出前講座の拡大、それから3つ目として専門的な知識を持つ職員による指導や相談体制。

次に、区分の2、活動の支援であります、主な課題として、生涯学習支援バンク制度の利用の低迷があります。また、町内外におけるバンク登録者の発掘、養成が必要と考えております。施策としまして、1つ目、団体の支援や各種学級の開設でリーダーの養成をしていく、2つ目として生涯学習を率先する地域リーダーの発掘、3つ目として学習ニーズに対応するためのバンク登録者の推進と学習指導者の発掘、養成を挙げております。

続きまして、1－5、社会教育になります。29ページをお開きください。社会教育の現状であります、少年教育であります、学校や家庭でできない学習機会の提供、地域の子ども会、PTA事業、少年団活動、サタデースクールには多くの子供が参加をしている状況があります。2つ目として青少年教育ですが、連合青年団の青年団活動の支援、また青年団の会員減少による活動休止の状況もございます。3つ目、女性教育は男女共同参画の推進等から女性団体の活動の支援をしてきております。4つ目ですが、成人教育は各種学習講座の開設をしています。5つ目として高齢者教育であります、柏樹大学、大学院の開設、高齢者の学習ニーズに対応して行ってございます。6つ目として、社会教育施設の適切な維持管理。

主な課題と施策であります、区分の1、教育内容であります、少年教育につきましては、少子化に対応した全町的な広域的な学習の提供が求められていますが、事情により参加できない子供へのきめの細かい配慮が必要と考えております。2つ目として青年団活動であります、魅力のある青年団活動になるよう支援の継続、また新たな組

織づくりや活動の推進が必要と考えております。3つ目、女性団体連絡協議会の役員や会員の高齢化が大きな課題となっております。4つ目、成人教育は、ニーズに対応した学習活動の支援やリカレント教育の推進が必要と考えております。5つ目、高齢者のニーズの多様化に対応していかなければならないと考えております。次、施策であります。1番目は各世代間における学習課題に対応した学習機会の提供、2つ目として情報の提供、3つ目、あらゆる教育機能を活用した学習の推進、4、5、6につきましては各種団体の育成と活動の支援をしていくことを記載してございます。

区分2、関連施設でございますが、主な課題としまして、総合研修センターが経年による老朽化が進み、修繕箇所が増加していること、2つ目としては各公民館の適切な維持管理をしていかなければならないことをうたっております。施策としましては、総合研修センター並びに各公民館、学習施設等の有効活用と適切な維持管理を挙げております。

区分の3、図書館、主な課題としましては、多くの住民に利用を促進するための一層のPRの必要性。施策としましては、ブックスタートや巡回図書などのほかの課や学校との連携を密にすること、また4つ目、管内、道内の図書館との連携、それから最後ですが、利用者のニーズに対応し、サービスの向上を図るといことしております。

区分の4、食品加工研修センターですが、主な課題として、多くの町民が利用できるよう効率的な運用の検討が必要、地場産品を使用した土幌の特色ある加工品の開発の推進。施策としましては、効率的な利用の検討、それから自主研修グループの活動の促進、4つ目として児童生徒の体験学習の充実、5つ目として地場産品を使った新製品の開発を挙げております。

次、1-6、31ページをお開きください。スポーツについてであります。まず、スポーツの現状でございますが、1つ目として町民一人一スポーツ運動の推進、また各種スポーツ教室の開催を推進していること、2つ目としてスポーツ少年団などの競技スポーツの活動ではスポーツ推進員やスポーツ団体の協力を得て行っていること、また3つ目としては町内のたくさんのスポーツ施設が町民に利用され、また学校開放も行っていることを書いてございます。

主な課題、施策としまして、区分の1、普及であります。主な課題としまして、町民一人一スポーツの実現に向けた施策が必要、2つ目として障害者スポーツに対する住民の関心や理解を高めるとしております。施策としまして、当然ですが、町民一人一スポーツの推進、2つ目としてスポーツ合宿を通しての教室や大会などを開催してスポーツへの関心を高めること、3つ目として幼児期のスポーツ教室の開催、4つ目として障害者による講演会、障害者スポーツへの理解と関

心の向上を図る。

区分の2、指導者についてですが、主な課題として、少年団指導者が不足していること。施策としまして、1つ目としてスポーツ指導体制の充実、2つ目として体連、スポーツ少年団、スポーツグループなどの活動の活性化と育成を図っていくこと、3つ目として総合型スポーツクラブの検討を行っていくこと。

区分の3、スポーツ施設、主な課題としまして、多くの住民利用のための適切な維持管理が必要と考えております。施策としまして、1つ目が環境維持のための施設整備、2つ目として学校開放を含めた既存施設の効率的な利用、3つ目としてトレーニング施設の検討を載せてございます。

次に、1-7、文化、芸術についてですが、32ページをお開きください。文化、芸術の現状であります。1つ目として伝統農業保存伝承館、それと美濃の家の保存、それから2つ目として郷土芸能土幌高原太鼓愛好会、子供から大人まで幅広く活動している、3つ目として文化芸能活動は文化祭や書き初め大会などの事業を文化協会と共催をしている。

主な課題と施策であります。郷土芸能の主な課題につきましては、後継者の育成の検討をしていく必要があると。施策としまして、土幌町発祥の地記念公園の適切な維持管理、2つ目として埋蔵文化財包蔵地の保存、3つ目として土幌高原太鼓愛好会など郷土芸能の伝承に努めること。

区分の2、芸術文化であります。主な課題としましては、団体の高齢化、会員の減少、人材の固定化が見られています。施策としましては、1つ目として団体活動の援助、育成、2つ目として芸術文化を鑑賞する機会の提供に努めるということ、以上を掲げてございます。

以上です。

質疑

細井
委員長
大西委員

説明が終わりましたので、第1章について質疑に入ります。ございませんか。10番、大西委員。

26ページの指導体制の中で、児童生徒の推移を踏まえ、小学校の適正化、適正配置に努めますということですが、文科省も一昨年からの、1学年1クラスということで、そういう学校にしていきたいということですから、多分土幌では土幌小学校しかなく、あと6校は全部複式だからだめなのだと思いますけれども、この10年間でそれは相当強い指導になっていくのだと思うのです。そういうふうに移行していかないとなくなっていくのだと思うから、もう少しこの部分を。嫌だと思うのです。地域から見たら統合されるのだろうかという思いもあるけれども、もうちょっとその辺を強く持っていないと、相当10年間で来るのだと思うのです。国は。今財政も大変みたいですから、その辺をどのように考えていくのか。

細 井
委員 長
堀 江
教育 長

教育長。

ただいまの大西委員の質問ですが、文部科学省では小中学校のあり方について昨年の1月に手引を発行しまして、それによりますと1学年2学級が適正であると、望ましいという表現になっております。しかし、文部科学省につきましては当初強い指導でこの手引を作成するのかなと思われて、新聞報道もそのようになっていたのですが、現実にでき上がりました手引を見ますと、強い指導ではなく、事情により残すのであれば、残すなりの対策を各町村で行ってください、このような内容になってございますので、この文面につきましては余り強く書かないほうがよろしいかと思えます。

細 井
委員 長
大西委員

10番、大西委員。

今回土幌も1校自主的に統合したいということで申し出て、なったのですけれども、この中でも小さい学校は小さい学校なりに教育が何とか書いていなかったかい、どこかで。指導が行き届くみたいな話。だけれども、全国の共通のテストやると、やっぱりへき地校の複式学級の生徒が一番成績が悪いというのはずっと出ているから、そういうのを考えていかなければ、その年、その年で多少違うかもしれないし、もし今の状態で残すのなら、どういうふうにするかということ具体的に、この計画だから出てこないと思うのだけれども、もうちょっとそれをやっていかないと、住民がちょっとアレルギー持ってあれするかもしれないけれども、少しずつおわせていかないと、急にというのは。ある程度国の政策も初めはやわらかいから、だんだん強くなってくるのだから、施策で各町村でやりなさいと、それは町費でやりなさいという、国は知りませんよということに絶対なるのだから、そんなこと決まっているのだから、この辺のことはこれからの10年というのは一番教育委員会で考えなければならぬ課題だと思うのです、一番の。それが何かこのあれだったら余りにも小さく取り扱っているなと思って、ちょっとどんなものかなと思って今指摘しているのですが、10カ年計画ですから、この10カ年の中で一番課題となっていくもの、いろんな、それは教育ですからあるかもしれないけれども、統合というのは一番体力もいるし、大変な事業ですから、その辺をある程度見据えて計画立てるべきだと思っています。

細 井
委員 長
堀 江
教育 長

教育長。

教育委員会といたしましても、教育行政執行方針にも書いていますが、今後の小学校のあり方について一定程度の結論を出そうと今している段階でございます。昨年末の秋の町づくり懇談会におきましても、今後小学校のあり方について各地区で検討を行ってくださいと、さら

に昨年12月のPTA連合会の会議におきましてもそのようにお話ししたところをございまして、あすですが、まず1番目として上居辺地区で今後の小学校のあり方について私ども地域に出向いて説明させていただいて、検討を開始することになっております。今後順次各地区でそのような会議を行っていかうとしている段階でございまして、さらに今学校に就学している保護者並びにこども園、保育所に通っているお子さんの保護者を対象としたアンケートも今月下旬に実施するような段取りになっております。よって、それらのアンケートであるとか説明会の意見などを踏まえて今後の方針を策定していくことにしている都合上、この計画についてはこのままで何とかひとつよろしく願います。

細井
委員長
大西委員

10番、大西委員。

今教育長の説明だと、アンケートをとったりなんかするというのは、これをつくる前にアンケートをとってやっていかないと、この10年間のある程度の方針立てる中でアンケートとってしまうところに反映してこないことになるのではないかと思うし、やっぱりこれ嫌なのだと思うのです、教育委員会も。だから、公民館で地域でやってくれとかなんとかって、どっちかといえば教育委員会逃げ腰な体制なのだけれども、わからぬわけでもないけれども、どうしてもやらなければならない大事なことだと思うので、逃げたいなら逃げてもいいですけども、来たときには大変なことになるので、ある程度教育委員会もこういうことですよと言いきれるものを持って話し合いに行かないと、現状はこうですよなんていう話ではないと思うのです。学力調査の結果だとか、いろんな話を踏まえて手配していかないと、地元でどうだと、全部何か押しつけるようなことはしてほしくないのだ。もうちょっと扱いを、もう書いてしまったからいいけれども、言うておだけで。後でどんな問題起きるか知りませんが、扱いとしてはこれはやっぱり教育委員会で向こう10年間では一番大事な仕事になってくるのだろうなと思いますけれども。

細井
委員長
秋間委員

3番、秋間委員。

ただいまの関連質問になるかと思いますがけれども、指導体制の中での主なる課題のところですが、現状を把握して書いてありまして、一定規模での授業や協働学習を行う上で支障が出ていますというふうになっておりますよね。支障が出ていますということで、施策としては小学校の適正規模、適正配置に今後努めていく、今後検討していくということをございましてから、それなりに整理はされていると思うのですけれども、支障が出ていますというのは現状でどんな支障が出ているのか、具体的にお話をさせていただきたいと思います。

<p>細 井 委員 長 玉堀教育 委員会 参 事</p>	<p>教育委員会参事。</p> <p>ただいまの秋間委員の質問に参事、玉堀がお答えをいたします。</p> <p>課題のところに明示をしております一定規模での授業や協働学習ということでございますけれども、現状それぞれの小規模学校におきましては学年の人数が少ないということから、どうしても授業の充実という視点から見ますと学級規模が20名から30名の授業からするとさまざまな考えを練り合わせて授業の目標に達しているというところについては当然担当教師が補助をしているわけでありましてけれども、現実問題として子供たちの多様な考えを練り合わせて行ういわゆる協働学習と、アクティブラーニングということも今文科省が言っているわけでありましてけれども、そのような事業の内容充実という点からしますと少なからず影響があると。そのことを踏まえて、本町ではいわゆる集合学習、東部、西部のそれぞれの3校ずつが、来年度からは西部が2校になりますけれども、そのところを一部補う形でいわゆる集合学習を実施しているのが現状でございます。ただし、そうはいいましても、年間数度の集合学習なものですから、200数日の授業日数からすれば極めてその割合とその内容についてもなかなか現状として追いついていないというのが現実でございます。そのあたりをどう埋めていくかということも非常に課題になっておりまして、先ほどの教育長のお話もあったように、適正規模、適正配置に向けて地域の方々にそのようなことも説明をしながら、ぜひ前向きに検討していただけないかということで今進めようとしているところでございまして、そのような状況でございます。</p>
<p>細 井 委員 長 加 藤 副委員長</p>	<p>どうぞ。</p> <p>31ページのスポーツに関してのことなのですけれども、(2)の指導者から(3)のスポーツ施設に関して、スポーツ団体からの要望を踏まえて総合型の地域スポーツクラブの設立、あわせて3のほうにはトレーニングできる施設の設置を行いますというふうになっていきます。どのような要望があって、これを具体的にこの10カ年の中で検討して実施する予定があるのか、ある程度まとまったものがあれば、ちょっと出してもらいたいのですけれども。</p>
<p>細 井 委員 長 辻 教 育 課 長</p>	<p>教育課長。</p> <p>教育課長、辻から答えさせていただきます。</p> <p>総合型スポーツクラブの検討でございますが、当然ですが、今までずっとあったわけで、体育連盟とも話をして進めてきているところですが、いかんせん町村でなかなか維持できないという状況がございまして、前に進んでいない状況がございまして、今後も体連との協議を</p>

進めていって、どのようにしていくかということはこの10年の中で検討していかなければならないというふうに考えております。それから、トレーニング施設の関係でございますが、まだこれから先の話なのですが、新年度予算の中で少し考えてくださいということで予算要求をしてございます。この結果はどうなるかわからないのですが、できれば始めていく方向で検討を今している段階ということでございます。以上です。

細 井
委 員 長
加 藤
副 委 員 長

11番、加藤委員。

ある程度の検討も含めて次年度予算も上げていきたいのであれば、その旨も新規の事業の中にある程度載せるべきではないだろうかと思うのです。それが実現できるかできないかは中間でまた見直しをかけるわけなのだから、要望を踏まえた中での実施に向けての検討というのが私は長期的なビジョンでやる中では正しいのではないかなと。それと、既存の運動施設に関しては町の野球場、町ではないですね、農協の持っている野球場だとか……

(何事か言う者あり)

加 藤
副 委 員 長

あれ町なのか、移管されているだけで、農協……

(何事か言う者あり)

加 藤
副 委 員 長

維持管理だけですね。そこの運用がなかなかうまくいっていないことも1つあるのかなとは思いますが、町にあるそういう施設をもう一回押しなべて運用の仕方をもうちょっと検討しなければ、いつまでも使いづらいものがこれからまた出てくるのかなと思います。その中にまた新たに施設を入れるということもちょっとふぐあいも、あっちもこっちも手をつけてということになってしまうので、それを含めた中での新規を掲上してどうしていくかということは、これから人口も減っていく、当然指導者も少ないけれども、利用する人も減っていくということも考えた中での次年度への将来の検討材料の提案だと私は思うのですけれども、どうでしょう、こんな考え方で。

細 井
委 員 長
辻 教 育
課 長

教育課長。

トレーニング施設の関係は、スポーツ施設の施策の中の3番目に載せてございますので、10年間の間ではやるということで、新年度の予算の中に反映できるかどうかはちょっと、これからの査定の中で決まっていくと思いますが、一応こんなようなことということで私どものほうから提案をさせていただいたところでございます。あと、スポーツ人口の減少のこともありますが、うちが持っている既存の施設については管理が不十分なところが多々あるのですが、十分管理できるように努めていかなければならないというふうに考えておりますの

		<p>で、ご了承いただければと思います。</p>
	<p>細 井 委員 長 大西委員</p>	<p>10番、大西委員。</p> <p>今の答弁聞いていると、予算のせているからどうのこうのと、これ10カ年計画だから、予算を今要求しているとかなんとかという話でないから、こういうことに対して施策をやっていきたいということで、それが予算つくとかつかぬとか、だから予算金額載らないわけでしょう、普通だったらトレーニング施設をつくるといったら予算何ぼと載せなければならぬのだけれども、これ計画だから、あくまでも。だから、答えるほうも今予算のせているからと、できるかできないかと、できなかつたら町長がのせなかつたというだけの話になってしまうから、そういう答弁はしないように。いいよ、町長がのせなかつたからって言えるのなら。</p>
	<p>細 井 委員 長</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	<p>細 井 委員 長</p>	<p>それでは、ないようですので、第1章の質疑を終了いたします。ただいまから11時15分まで休憩いたします。</p> <p>午前11時04分 休憩 午前11時15分 再開</p>
<p>説明</p>	<p>細 井 委員 長 大森保健 福祉課長</p>	<p>休憩を解き再開いたします。</p> <p>第2章について概要説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、大森より保健、健康づくりについて説明いたします。</p> <p>33ページをごらん願います。現状でございますが、健康イキイキしほろ21の健康計画に基づき、健康づくりを展開しております。なお、疾病全体に占める生活習慣病の割合は増加しており、本町においても3大生活習慣病が全死因の半数以上を占めております。このような中、特定健診及び各種がん検診の受診率向上に努め、町国保病院と連携している状況でございます。また、妊産婦、乳幼児の健康管理につきましては、健康診査等を推進しております。</p> <p>34ページをお開き願います。主な課題でございますが、生活習慣病の発症の予防の必要性及び大腸がんや肺がんの死亡率が高い状況にあり、予防に向けた生活改善の必要性、各種検診受診率の向上、住民の受診意識の向上など、健康意識を高め、健康づくりを進めていくことが必要でございます。また、子育てや子供の発育に不安を持つ親への支援体制が必要でございます。施策でございますが、各種検診受診率向上のための対策及び身近に取り組めるウォーキングなど健康づくり運動の推進などのほか、記載のとおりでございます。</p>

細 井
委 員 長
山下病院
事 務 長

以上で説明を終わります。

国保病院事務長。

それでは、2-2、医療について国保病院事務長、山下から説明をさせていただきます。

現状につきましては、入院病床につきましては一般が40、療養が20、合計60床、外来診療につきましては内科を初めとする6診療科目で運営をしております。そのほかに、各種検診事業、それから予防接種業務など、あとそれから1次救急業務などの運営を行っているところでございます。また、公立病院改革プランに基づいて、一部経費の節減ですとか成果の出ている部分もございませうけれども、何と申しまして医師の確保対策に最も苦慮しているというのが病院としての現状でございませう。

続いて、主な課題と施策につきましてですが、まず病院の中では公立病院として今後どのように持続可能な病院運営をしていくのかということが一番の課題ということになります。その中で、施策の中では①から⑤まで記載をさせていただいておりますが、①、②については公立病院改革プラン、現行の計画から②に記載してありますとおり新公立病院改革プランの策定にどのように発展をさせていくのかということが施策で、現在これらの検討作業を進めているところでございます。③では医師、看護師の負担軽減対策、とりわけ医師の負担軽減対策、宿日直の削減ですとか、そういうさまざまな施策を検討しながら医師不足の解消に努めていきたいという考え方でございます。④については医療事故の防止ということで、これは院内の医療安全委員会を中心にさまざまなカンファレンスを行いながら、全職員にヒヤリハットを含めてフィードバックをしていく仕組みを現在つくって運用しているところでありますので、これをさらに充実をさせていきたい。充実をさせながら、医療事故を一件でも少なくしていくと、そういうところでございます。⑤については検査ですとか治療、ここはインフォームド・コンセントということで、医療スタッフと患者さんがともに治療内容、治療方針、それぞれ説明責任、医療スタッフとしては説明責任を果たしながら患者様の同意を得て医療行為を進めていくと、そういう部分をさらに充実発展させていきたいということでございませう。

続いて、(2)の福祉村の形成の部分ですが、福祉村の中で病院の位置づけとして、保健部門、それから介護部門とさらに連携図りながら、各種検診、それから予防接種、そういった機能を医師確保対策をしながらより充実をさせていきたいというところでございませう。

以上で2-2の説明に代えさせていただきます。

細 井

保健福祉課長。

委員長
大森保健
福祉課長

保健福祉課長、大森より地域福祉について説明いたします。

36ページをごらん願います。現状でございますが、高齢者や障害者を初め、日常生活での支え合いを必要とする人は増加しております。このような中、地域福祉計画や地域福祉実践計画に基づきながら地域福祉の取り組みを進めております。なお、平成22年度より独居高齢者世帯など避難行動要支援者を対象に緊急時に備えた町安心安全福祉台帳を作成し、安否確認を行っております。

主な課題でございますが、生活の拠点である地域に根差した助け合いの必要性、また個人のプライバシーに配慮しながら、災害弱者を平時から把握しておく必要がございます。施策でございますが、認知症の対策と連携した仕組みづくりの検討や避難行動要支援者の把握及び町安心安全福祉台帳の更新ほか、記載のとおりでございます。

次に、37ページ、児童福祉、ひとり親福祉について説明いたします。現状でございますが、乳幼児等医療費助成等の医療、経済面での支援を行っております。また、児童虐待が児童福祉上の緊急課題となっております。ひとり親を支援する制度としては、児童扶養手当制度やひとり親家庭等医療費助成制度がございますが、本町における児童扶養手当制度の受給者は増加の傾向がございます。

主な課題ですが、子育て世帯の経済的な負担の軽減、児童虐待の早期発見と迅速な対応を行う必要性及びひとり親世帯の経済的な自立の支援策が必要となっております。施策といたしましては、子育て家庭の経済的負担の軽減及び子育てに関する悩みを相談できる体制の充実ほか、記載のとおりでございます。

次に、38、39ページの高齢者福祉について説明いたします。現状でございますが、平成26年度末現在、高齢化率が28.9%で、その割合は年々高くなってございます。また、町内には特別養護老人ホーム、グループホーム、小規模多機能施設など高齢者福祉施設が福祉村内にございます。なお、就労支援といたしましては、高齢者生きがい事業団への支援、老人クラブ活動支援、ふれあいサロン活動への支援を進めております。

主な課題でございますが、地域福祉の推進、介護の重度化の予防、地域包括ケアシステムの構築の推進などがございます。施策といたしましては、介護予防事業の取り組みの推進、特養における介護体制の充実、小規模多機能型居宅介護事業所運営の推進、見守りつき高齢者住宅など居住の場の整備の検討ほか、記載のとおりでございます。

次に、40、41ページの障害者福祉について説明いたします。現状でございますが、平成25年度に障害者総合支援法が施行され、障害者に難病が加えられ、制度の整備がされてきました。NPO法人土幌町障がい者支援の会により地域活動支援センター、就労継続支援B型事業

所の開設、平成26年度には障がい者総合施設が建設され、日中一時支援事業等も含め福祉村に集約されております。また、町には相談支援専門員を設置し、来所者の対応、訪問、事業所への指導等を実施しております。主な課題でございますが、障害者福祉に関する諸制度の情報提供の必要性、就労の場への支援、ノーマライゼーションの推進等がございます。施策といたしましては、こども発達相談センターの充実や小規模多機能型施設内の交流スペースの利用により地域住民、障害者、高齢者の交流ほか、記載のとおりでございます。

次に、42ページ、低所得者福祉について説明いたします。現状でございますが、町においては母子世帯の増加、また子などの扶養義務者から経済的な支援を受けられない高齢者単身世帯が近年増加の傾向にございます。生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援制度を拡充するため、生活困窮者自立支援法が平成26年12月に制定され、27年4月から施行されております。

主な課題でございますが、生活保護受給者に対する就労、自立支援プログラムへの取り組みの推進及び生活困窮に対する就労、生活面の支援等がございます。施策といたしましては、とかち生活あんしんセンターと連携し、就労、年金、生活の相談窓口の設置のほか、記載のとおりでございます。

次に、43、44ページの社会保障について説明いたします。現状でございますが、町の国民健康保険の収納率は97%から98%を維持し、滞納分は徴収月間等の取り組みを行ってございます。医療費が増大する一方、保険税の収納率が低下し、厳しい財政状況にございます。今後平成30年度に向け、都道府県と市町村の役割分担について詳細が協議されていく予定でございます。後期高齢者医療制度では、北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、町では保険料の徴収や申請、届け出の受け付けなど窓口業務を行ってございます。介護保険給付状況におきましては、全国や道と比較いたしまして施設サービス給付費は高い状況でございます。介護保険の安定的な運営を推進するためには、介護予防施策の充実や在宅志向に伴う基盤整備が必要でございます。国民年金制度では、年金機構が発行する情報誌やホームページ、定期的な広報掲載により年金制度の周知に努めているほか、年金事務所と連携し、各種相談を行ってございます。

主な課題でございますが、データヘルス計画に基づく保健事業の実施の必要性、後期高齢者の健康づくりへの働きかけ、介護保険制度の安定的な運営、国民年金の未納等の問題がございます。施策といたしましては、データヘルス計画に基づく保健事業の推進及び後期高齢者の健康づくりや疾病予防の保健事業の取り組みなどのほか、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

質疑	細 井 委員 長 秋間委員	説明が終わりましたので、第2章について質疑に入ります。ごさいませんか。3番、秋間委員。
		40ページの就労の場でごさいますけれども、施策の中で企業に対してということでごさいますので、この部分はいいのですけれども、町独自といたしますか、町としてはどのような取り組みの計画を持っているのか、またはこういうものに記載をしなくてもいいのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。
	細 井 委員 長 大森保健 福祉課長	保健福祉課長。 保健福祉課長、大森より回答させていただきます。 町としましては、就労の必要性について働きかけを行っていると同時に、町としても企業に紹介して、障害者が働きやすいような就労の内容とかも紹介してごさいます。また、町役場内におきましても就労経験を積めるような対策を検討しております。 以上でごさいます。
	細 井 委員 長 秋間委員	3番、秋間委員。 町としても当然障害者の就労の割合というのは、各企業も行政もそれなりの人数を確保するというは国の制度的にも認められていることでごさいますから、当然そうなる中で町としても役場としてもこういうものの計画の中にちゃんと、そういう人数まではいかなくても、町として取り入れるというような1項目があっても僕はいいのかなというふうにちょっと思っていますので。
	細 井 委員 長 山中保健 医療福祉 センター長	センター長。 保健医療福祉センター長、山中より今の件についてちょっと答弁をさせていただきたいと思いますが、今秋間委員がおっしゃられたことに対しては、企業の雇用、障害者の雇用の部分の雇用率の部分になろうかと思えます。この中では障害者福祉ということで町の施策の中での就労を言っておりますので、この中にはちょっと含まれないのかなというふうに思っておりますが、当然役場としては障害者雇用を前提に雇用を行っているという状況だというふうに認識をしております。 以上でごさいます。
	細 井 委員 長 秋間委員	3番、秋間委員。 基本的には今企業に対してはそういうことで、町が支援なり実施していることはわかるのですけれども、私はこういう町づくりの6期計画の中で町役場としてもこの10年間で、ということは今の達成率も私は十分な達成率にはなっていないというふうに思います。そうなって

くると、この10年計画の中で役場本来としてもその雇用については充実をしていくというものが1項目入ったほうがいいのかというふうに思っていて、ここの項目に入らなければ、どこの項目にそういうものを入れれば妥当なのか、ちょっとそういうことを考えておりましたので。

細井
委員長

暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

細井
委員長
山中保健
医療福祉
センター長

休憩を解きます。

福祉センター長。

保健医療福祉センター長、山中より答弁をさせていただきたいと思
います。

この施策の中で企業に対してというふうにございますので、拡大と
いうことではないのですけれども、この中に全ての働く場所が含まれ
ているというふうに捉えていただいて、その中で対応させていただけ
ればというふうに思います。

以上でございます。

細井
委員長
和田委員

2番、和田委員。

35ページで国保病院の関係なのですが、福祉村の中核としてという
ことで、施策の中で公立病院の改革プランの見直しということがある
わけですが、どういう形になるのかということと、それから②のとこ
ろで新公立病院改革プランの策定を進めますということなのですが、
これはどういう形で変わっていくのかということについて説明してい
ただきたいと思えます。

細井
委員長
山下病院
事務長

病院事務長。

和田委員の質問に病院事務長、山下からお答えをさせていただきます。

まず、公立病院改革プランでございますけれども、ここの部分につ
きましては、現在病院のあり方についてこの中では検討するというこ
とで、いろんな病院のあり方があります。例えば公設民営ですとか、
直営でこのまま持っていくですとか、そういうようなことをこの改革
プランの中では検討項目として挙げておりましたけれども、現状まだ
そのところの結論が出ておりません。それで、以前も説明をさせて
いただいておりますけれども、今その内容について庁内改革検討委
員会、副町長をトップにしながら、あとアドバイザーも含めて、その
中で現在検討を進めている最中でございます。したがって、ここ

のところ結論が出ていないというところで、具体的なことが今の時点ではお話が、申しわけないのですが、できません。

それから、②にあります新公立病院改革プランというのは、昨年でございますけれども、地域医療構想という部分が厚生労働省のほうで音頭をとって、これは都道府県単位で地域医療構想を策定するということになっています。その中で、新公立病院改革プランを策定しなさいというのが、これが昨年示された方針でございます、もともと公立病院改革プランのときから新しい病院の経営あるいは形態のあり方について庁内改革検討委員会の中で検討するというので、そこで一定の方向が出れば、さまざまな部分で協議をさせていただいた上で具体的な計画にしていく。ただ、名前としては、昨年この新改革プランを策定しなさいという国の指導がありましたので、そういう部分をこの新改革プランのほうに引き継いでいこうと、そういう考え方がありまして、ここにはこういう記載の仕方になったということでございます。

細井
委員長
和田委員

2番、和田委員。

それで、今帯広市や何かでは急性期病院だとかなんとかということ、入院をしても2カ月ぐらい、以前は6カ月、180日ということだったのですが、今はその受け皿としてそれぞれの町村の公立病院が受け持っているというような形があるわけですが、その方たちが今の改革プランの中でどんどん縮小されていくと、結局その患者はどういう形になるのかということが危惧されるわけです。そういうことで、本町の福祉村というところでは土幌に來れば安心ですよというようなことになっていたはずなのですが、この改革プラン、今まだ具体的には、10年間の中でどうするか、こうするかということについてはまだ未知数だということなのですが、そこら辺も縮小されるということになると結局は医療難民というか、そういう人たちが生まれてくるのではないのかなという気がするわけですが、そういうことに対する対策というのはどういうふうにして考えておられるのか。

細井
委員長
山下病院
事務長

病院事務長。

当院の状況については、ご案内のとおり一般病床40床については15対1、それから療養型20床については20対1ということでございますから、療養型に入れば日数制限はございません。それから、一般病床40のほうは一応60日ということがございますけれども、60日以上入院させてはいけないということではなくて、その分診療報酬上加算がとれなくなりますので、当然病院も60日を超えてまいりますと収益的には落ちてくると、そういうことだけと言ってはちょっと語弊あるかもしれませんが、そういう現状の病床の中で運営をしていくという

考え方で現在進めてきております。それが先ほど申し上げました地域医療構想の中では、例えば療養型、たしか全国には25万床ぐらいベッド数ありましたけれども、厚生労働省の考え方としては療養型の中でも介護療養型を全廃しよう、これは以前にも厚生労働省のほうで方針として出したことありまして、それは頓挫したという経過がありますけれども、なかなか難しいのかなという感じでおります。それから、士幌町立病院が持っている医療療養につきましても、2次医療圏、ここでの2次医療圏というのは十勝全域が対象になりますが、その中で適切なベッド数を各医療機関で協議しなさいというのがこの地域医療構想の中身となっておりますので、今ここで士幌町としてベッド数どうするのかということをお早々とアナウンスしていくというのは、残念ながら得策ではないという考え方持っていますので、どういう形になるにしても、十勝での協議の推移を見ながら考えていこうというのが現在のスタンスでありますし、もちろん全てに優先されるのはやはりこの病院にかかっている患者さん、そして町民の方がどういうニーズを持っておられるのかということが……

(何事か言う者あり)

山下病院
事務長
細井
委員長
大西委員

そういう視点で考えていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただければと思います。

10番、大西委員。

また医療言ったら長いから、短く言ってね、答弁。福祉村の中核だということで、今特養にしても何にしても在宅にシフトを回すように、介護保険や何か高くなるから。ということになれば、病院としては看護に行くようにしないとだめだと思うのです、訪問看護。これ1項目も書いていないけれども、これから国の制度としては在宅がどんどん、どんどんふえていくと思うのです。だから、1項目だけはそれ入れておかないと、介護保険だとかなんとか全部が在宅となったら、それをどう看護するかが大事なことから、それを入れないと福祉村の全体の構想が成り立たないと思うのだけれども、どうだろう。

細井
委員長
山下病院
事務長

病院事務長。

病院事務長からお答えをさせていただきます。

訪問看護に関しては、病院として現在実績ないわけですが、やるように、実施するように準備を進めているところであります。そして、この計画への記載のところでもありますけれども、(2)、福祉村の形成の①のところに訪問看護のことも気持ちとしては盛り込んだつもりでございますので、何とぞご理解いただけたらなと思います。

細井
委員長

10番、大西委員。

大西委員	<p>ここには、安心して住み続けることができる地域をつくるという中には訪問看護の整備というのがあるのだ。だけれども、病院側がきちっとここに出てこない、だって病院から派遣するのだから。それも報酬になって結構なまああの報酬入るわけだから、きちっとここでうたっておかないと、後で言っても整合性がとれなくなってしまう。</p>
細井委員長 山中保健医療福祉センター長	<p>福祉センター長。</p> <p>保健医療福祉センター長、山中より答弁させていただきたいと思います。</p> <p>今事務長言ったとおり、医療機能の充実の中には当然訪問看護も念頭に置いて言っておりますけれども、具体的にわかるように記述できるようにちょっと訂正を考えてみたいと思います。あわせて、公立病院改革プランの1、2につきましても整理をして、もっとわかりやすい表現になるような形とさせていただきたいと思っております。それで、新公立病院改革プランにつきましては、平成28年度中までに28年度からのものをつくれというのが、今できるのならつくってもいいわけですが、最終的にそういうふうにつくりなさいという指導でございますので、28年度できるだけ早い時期にそういう形で策定を進めていければというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>
細井委員長 大西委員	<p>10番、大西委員。</p> <p>病院の中で施策の中で③に、医師、看護師の負担軽減と言うけれども、ここで明記してしまうとこれ見た医師は負担軽減すれと。今負担軽減してやりたい医師って1人しかいないですよ、言っては悪いけれども。それだけの給料もらっているのだし、前の外科みたいに救急車も受けなくて、全部帯広へ回しているような医者でそれ以上軽減したら何もしないでしょう。この文言が必要なのか、ここで。</p>
細井委員長 山中保健医療福祉センター長	<p>福祉センター長。</p> <p>保健医療福祉センター長より答弁をさせていただきたいと思いません。</p> <p>医師、看護師の負担軽減という要望は全体、日本全国的にニュースにも出ています。言われる部分ではございます。特にうちのほうの医師の当直体制につきましては、常勤医3人体制ということもありまして、管内的に見ましても若干回数的には多いのです。だから、そういうことも念頭に置きましてこういう形でちょっと記載をさせていただいておりますので……</p>
山中保健	<p>(何事か言う者あり)</p> <p>いろんな思いはあろうと思いますが、そういった意味でここ</p>

医療福祉 センター長	<p>に記載をさせていただいているところがございますので、特に看護師につきましてもすぐ補充がきかなかつたりする点もございます。やはり常時……</p>
	<p>(何事か言う者あり)</p>
山中保健 医療福祉 センター長 細 井 委員長 大西委員	<p>今町長が削れと言えと言ったので、この記載を含めまして、先ほどのことも含めてちょっと内容を整理させていただきます。</p> <p>10番、大西委員。</p>
	<p>医者の方は皆さんわかっていると思うけれども、看護師にしても今うち15対1ということは、いってみれば慢性期の患者が多いから15対1でいいわけでしょう。ということは、それだけでいいよという、15対1はちゃんと確保しているということは、それ以上軽減してしまつたら看護師仕事しなくなってしまうよ、負担軽減といつたら仕事少し休むということになってしまうから。町長の言うとおりにしてください。</p>
細 井 委員長 清水委員	<p>6番、清水委員。</p>
	<p>35ページの今盛んに論議されているところですが、(2)のところ で医師体制を十分に確立させることが難しいというふうに言われてい て、その対策がそれぞれ検討されているのだと思うのですが、私は国 保病院で市山先生に診ていただく機会がありました。非常に患者さん が多いということは、私一般質問でもそのことは指摘しましたけれど も、感じたのはあのような体制で医師を確保していくということがい いのではないかと。だから、さまざまな患者さんいます。それぞれや っぱりいいお医者さんにかかりたいという、そういう希望があるので すが、そうするとそれぞれの病院とのいろんな契約があると思うので す。だから、ああいう形で、例えば眼科だとかそのほかのところ で、内科でもそうなのですが、そういうふうに専門医が土幌の国保病院に 出張しますという体制で病院の経営を維持していくということは困難 でしょうか。私は、そういう形での今後の中核施設としての病院の経 営ということが一番いいのではないかと、そういう形で十分に検討し ていくべきではないかというふうに思っているのですが、どうでしょ う。</p>
細 井 委員長 小林町長	<p>町長。</p> <p>病院は今いろんなことあるのですけれども、今言われたようにどう 医師を確保していくかということが極めて重要な問題で、苦勞もして いるのでありますけれども、今基本的には常勤医師が4名ということ と。あと短期に、今言われたように整形であるとか眼科であるとかが</p>

短期で入ってもらおうという形でありますから、短期の部分、例えば小児科なんかの要望もあるのでありますけれども、それらについては短期で入るように帯広の基幹病院をお願いをしていきたいということでありますし、それから常勤医もできる限り、数もそうなのでありますけれども、いい先生に来ていただくということが私も大事なことだなと感じるのでありますけれども、そうすると今まではどちらかというと一本釣りというのですか、財団等をお願いしていたのでありますけれども、議会にも先般お話ししたとおり、来年度から医大の第3内科から支援をいただくということで、そういう体制の中で医師を確保していくということで、専門医と若い先生の組み合わせというような、そういうようなことも念頭に入れながら医師確保対策を進めていきたいということで、新年度とりあえず医大から1人来るということにしているわけであります。その中では、ただ医師派遣だけではなくて、日常の先ほど言った保健、医療も含めたそういう共同研究等も含めて新年度から医大の第3内科との連携をきわめながら、医師確保対策について協力いただくとともに、いろんな指導をしていただくという、そういう体制で進めたいというふうに思っております。

細井
委員長

ほかにございませぬか。

(なし)

細井
委員長

それでは、ないようですので、これで第2章の質疑を終了いたします。

ここで昼食の休憩をとらせていただきます。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

説明

細井
委員長
寺田総務
企画課長

休憩を解き委員会を再開いたします。

第3章について概要説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明いたします。

45ページ、3-1、環境、景観、エネルギーの現状についてでございますが、本町では士幌町環境基本条例を制定し、環境基本計画や新エネルギービジョンを策定、士幌町環境宣言を行い、環境保全の取り組みを積極的に進めております。また、政策のあらゆる分野において環境への配慮を取り入れた環境自治体になるため、士幌町環境マネジメントシステムにも取り組んでいます。このほか、花によるまちづくりを進めるとともに、家畜ふん尿については家畜排せつ物法や水質汚濁防止法により処理対策が進められているところでございます。

主な課題と施策としまして、環境保全では、今後も環境保全に向けた取り組みを幅広く進めることが必要であるとともに、住民に環境マ

<p>細 井 委 員 長 波 多 野 町 民 課 長</p>	<p>ネジメントシステムの理解を深めてもらうことが必要であり、施策として、条例や計画などに基づき、横断的連携を図り総合的に環境対策を推進いたします。46ページに移りまして、自然保護では、自然保護と利用のバランスを図りながら自然と共存することが求められており、施策として、学校との連携による環境教育、自然体験教育を推進し、環境保全意識の啓発に努めるところでございます。景観づくりでは、景観に対する意識を高める取り組みが必要でございます。公害では、家畜ふん尿対策は農業関係機関と検討した取り組みが必要であるとともに、野焼き禁止の例外規定についての周知と周辺への配慮が必要であり、施策といたしまして、農業関係機関と連携し、家畜ふん尿の臭気低減対策を推進するとともに、野焼き禁止例外規定は実施の注意事項の周知に努めます。</p>
	<p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>町民課長。</p>
	<p>47ページ、引き続き3-2、ごみ、リサイクルについて町民課長、波多野より説明申し上げます。</p>
	<p>現状でございますが、ごみの処理は北十勝2町環境衛生処理組合の施設で燃やせるごみ、燃やせないごみ等、中士幌リサイクルセンターでは資源物、小型家電等を処理しております。また、ごみの減量化、資源化を推進するため、生ごみ容器の助成を行っているほか、地域、団体における資源物集団回収をいただきまして、協働推進事業として還元しております。次に、不法投棄防止策として、警告看板の設置や警察と連携した巡回パトロールの強化を行っております。</p>
	<p>主な課題と施策でございますが、(1)、処理体制では、北十勝2町環境衛生処理組合で平成26年2月に策定しました一般廃棄物ごみ処理基本計画では現在の最終処分場の埋め立ては平成36年まで可能になっており、次期最終処分場の整備に向けた計画を平成31年度から協議していきます。(2)、ごみ収集では、リサイクルを推進し、ごみ減量化に努めるとともに、ごみ収集回数の見直しの要望があり、生ごみや小型家電の再資源化対策とあわせて検討していきます。(3)、不法投棄では、道路脇や人目につきにくい場所にポイ捨てなど小規模な不法投棄があり、不法投棄頻繁箇所の清掃等の環境整備を推進していきます。</p>
	<p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
<p>細 井 委 員 長</p>	<p>建設課長。</p>
<p>増 田 建 設 課 長</p>	<p>3-3、公園、墓地、火葬場について建設課長、増田より説明をさせていただきます。</p>

		<p>現状では、公園につきましては中央公園、遊水公園、交通公園など住民全体に利用される公園と子供の遊び場として利用される団地公園がございます。火葬場は、火葬炉2基を交互に使用しながら適切な管理に努めております。墓地につきましては、土幌、中土幌、下居辺の3カ所に共同墓地がございます。管理委託及び地域のボランティアにより環境整備が行われております。</p> <p>主な課題と政策については、(1)、公園につきましては、遊具の利用者のマナー向上を促進するとともに、点検や補修など施設の安全管理に努めることが必要となっております。施策の中では、各公園の適正管理についてと遊具施設の安全点検、公園利用者のマナー向上の啓蒙に努めます。(2)の墓地につきましては、長期にわたって管理が行われていない墓地につきまして墓地の適正管理を促します。(3)の火葬場につきましては、施設の経年劣化により施設補修が増大している中で、保守点検と計画的な施設整備により火葬場の維持管理に努めるという内容になっています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	細井委員長	説明が終わりましたので、第3章について質疑に入ります。ございませんか。
		(なし)
説明	細井委員長 寺田総務企画課長	これで第3章の質疑を終了いたします。 続きまして、第4章について概要説明を求めます。総務企画課長。 総務企画課長、寺田より49ページ、4-1、土地利用市街地について説明させていただきます。 まず、現状でございますが、市街地は快適で秩序ある市街地空間の形成に向けて住宅団地の造成や公共施設の整備など、有効な土地利用に努めております。農地については、1万6,239haと高い農用地率となっているところでございます。森林面積は減少が続いておりますが、保全地区の指定や開発行為の事前協議により自然の保全と開発との調和に努めているところでございます。 主な課題と施策については、適切な土地利用では土地取引の適正化や無秩序な開発行為の防止が必要であるとともに、農業基盤整備を計画的に進める必要がございます。市街地の土地利用では、空き家、空き地が増加傾向にあります。施策として、空き家、空き地の有効活用を促進するとともに、市街地活性化のための用地確保を図ります。 以上で説明を終わります。
	細井委員長	建設課長。
	増田建設課長	4-2、住宅、宅地、移住定住について建設課長、増田より説明いたします。

まず、現状でございますが、宅地につきましては個人住宅の建設は微増にとどまっておりますが、民間アパートの建設により世帯数は増加しております。分譲については、現在みのり野団地、土幌北団地を造成しております。公営住宅につきましては、各計画に基づいて既存公営住宅の計画修繕を継続実施しながら、順次建てかえを進めております。主な課題と施策でございますが、(1)、宅地については、土幌北団地やみのり野団地の分譲を進めております。また、みのり野団地につきましては、助成制度を拡充し、販売促進を行っております。3点目といたしまして、新たな団地造成、分譲を行うという計画となっております。(2)の住宅につきましては、民間アパートの動向を見ながら、公営住宅の整備を進めると、もう一点、定住促進に向けた住宅の整備を進める、この2点が課題となっております。施策につきましては、公営住宅の長寿命化と高齢者世帯、子育て世帯の住宅確保、それと一番最後の定住促進が重点項目となっております。(3)の勤労青少年アパートにつきましては、現状の施設を維持しつつ、高校生の入居を促進するなどの入居率の向上を図っていきたいと考えております。

続きまして、51ページをごらんください。4-3、道路でございます。現状につきましては、国道、道道、町道、農道、林道の5点について掲載しております。その中でも町道につきましては、351路線、590.1kmで、そのうち改良済み477km、舗装済み301kmとなっております。緊急度の高いものから補助事業を積極的に導入していきながら、整備を行っていきたいと考えております。

主な課題と施策でございますが、(1)の国道及び道道、これにつきましては国及び道に対する要望事項となっております。施策といたしまして、241、274号の防雪対策、また241号の交通安全対策並びに片側2車線化を要望しております。道道士幌然別湖線、土幌上土幌線の2次改築整備と歩道の設置についても要請していきたいということに掲載しております。次のページ、52ページをお開きください。(2)、町道、農道でございます。主な課題といたしましては、市街地の道路の整備促進と機械の大型化、多様化に対応する農道網の見直しが課題となっております。重点施策といたしまして、②番の道路や橋梁などの長寿命化修繕計画に基づいた適切な維持補修、あと4番目の除排雪の充実、それと5番目の地域保全隊や地域との協働による維持の向上に努めるという部分でございます。(3)の林道につきましては、効率的な森林施業や森林の適正な管理運営を実施するため、林道網の開設や改良を図ることを目的とします。(4)番の道路環境でございますが、主な課題といたしまして、道路、沿道の除草問題や老朽化した道路施設に対する修繕につきまして民間の技術やノウハウを活用した包括的な管理が必要であることとなっております。重点施策といたし

まして、2番目の道路維持業務の見直しと道路維持管理業務の包括委託を検討しております。

引き続きまして、53ページをお開きください。4-4、水道、下水道、浄化槽について説明させていただきます。まず、現状でございます。水道事業につきましては、3つの簡易水道で運営管理しております。1つ目が土幌町簡易水道、2つ目が朝陽地区簡易水道、3つ目が新田地区簡易水道でございます。下水道事業につきましては、土幌市街は特定環境保全公共下水道事業、中土幌市街は農業集落排水事業で生活排水の処理を行っております。接続率につきましては、記載のとおりでございます。それと、浄化槽につきましては、今言った土幌市街、中土幌市街以外の農村部の合併浄化槽について書き記したものでございます。

主な課題と施策につきましては、まず(1)の土幌町簡易水道でございます。これにつきましては、現在老朽化が進んでおることから、施設の管理の更新を行っていく必要性が課題となっており、施策の中でも2番の老朽化した管路については道営事業と町単独事業で更新し、耐震化を図る内容となっております。2番目の朝陽地区簡易水道につきましては、これも先ほどと同一で30年以上経過しております。老朽化が進んでいる中で、現在広域水道施設であることから関係4町である土幌町、本別町、上土幌町、池田町で連携していく必要がございます。施策にあっても、関係町村と協議を進めて整備計画を策定しております。次に、54ページをお開きください。新田地区簡易水道につきましては、継続的に更新、修理を行います。(4)、下水道の土幌市街につきましては、施設の老朽化が進んでいる中で現在下水道施設に関する長寿命化基本計画を策定し、これに基づき処理場、管渠の計画的な改築、更新を行う予定としております。(5)の農業集落排水、中土幌市街につきましても、機器や管路の更新計画を策定し、更新、修理を行う予定としております。(6)の上下水道事業につきましては、これは公共料金の見直しについての検討となっております。料金の適正化を図るため、使用料金を見直しを検討するという施策といたしております。(7)、浄化槽につきましては、先ほど説明したとおり、施策の中の②番としまして、下水道が未整備の地域には合併処理浄化槽の設置を促進し、生活環境の安全を図るという内容となっております。

以上で説明を終わります。

細 井
委 員 長

総務企画課長。

寺田総務
企画課長

総務企画課長、寺田より説明をいたします。

55ページ、4-5、公共交通の現状でございますが、民間乗り合い

細 井
委 員 長
淡 中
消 防 署 長

バスは利用者が減少しておりますが、地方バス制度に基づき、運行費の補助を行っているところでございます。また、土幌市街地を循環するコミュニティーバスを平成27年4月より本格運行しております。

主な課題でございますが、(1)の路線バスでは、国、道の補助制度の改正に対応し、沿線自治体と協議を行い、公共交通の確保を図っていく必要がございます。(2)のコミュニティーバスでは、利用者の声を反映した運行に努めることが必要となっているところでございます。

以上で説明を終わります。

消防署長。

消防署長、淡中から4-6、消防、救急について説明させていただきます。

56ページをお開きください。現状では、消防体制については平成28年4月から十勝管内の消防広域化による新組合の運用が開始されます。消防救急無線についてもデジタル方式に移行されて、消防無線、高機能指令センターについてもデジタル化されます。消防車両については、年次的に進められており、21年には高規格救急車、26年には消防ポンプ自動車、27年には消防署化学消防ポンプ車が更新されています。防火水槽については47基、消火栓については75基と設置していますが、水利の基準については充足率29%と低い状況であります。火災予防については、防火対象物、危険物施設については査察を行い、70歳以上の単身者世帯、一般家庭、パーク敷料庫の査察も行っております。本町の住宅用火災警報器の設置率は26年5月で95%で、非常に高いと思っておりますけれども、100%に向けて頑張っているところであります。消防団は消防広域化には含まれず、北十勝消防事務組合の枠組みから土幌町に移管され、より地域に密着した消防団として防火防災活動を進めています。非常勤消防団員は現在55名で、火災、災害、警備、一般住宅査察、毎月の訓練、毎年の消防演習訓練、模擬火災訓練の活動をしております。救急業務については、救急車2台体制としていまして、現在救急処置拡大に伴い、救急救命士の育成に努めております。住民に対しても救命講習を行い、バイスタンダー、これは救急現場に居合わせ一般の人が応急処置をする者を養成しております。

主な課題といたしましては、消防体制についてとちか広域消防事務組合での広域化によって町防災関係機関の連携が必要となっております。また、自賄い方式の解消の必要があります。施策としまして、十勝広域の連携を行い、効率的、効果的な消防体制の確立を進めます。2としまして、自賄い方式については協議を継続し、段階的な解消を目指します。57ページをごらんください。消防施設については、消防庁舎については30年以上経過し、そのほか車両、水利、機械器具につ

いても更新が行われていますが、広域がありますので、その協議を行うことが必要であります。施策といたしましては、計画的に更新し、協議して更新していく予定でございます。3番、消防団です。消防団については、団員数が全国的に減少する中、本町においても団員の高齢化、出勤率の低下など課題があります。団員の定年等に関する内規を設ける一方、新たな団員の確保が必要で、特に女性消防団員の入団募集について進めていくことが必要です。幅広い層から団員を勧誘するため、消防団側の意識、制度の改革を行い、地域の住民と事業所の参加を推進する必要があります。施策としまして、女性消防団を含めた非常勤消防団員を広範囲に呼びかけ、災害に対応する人員を確保します。消防団を中核とした地域防災力の充実強化のあり方に関する中間答申に基づき、消防団の充実強化を図ります。次に、救急です。救急救命士の救急出動における処置拡大がなされ、教育、研修が必要となっています。研修で長時間署をあけることがあり、人員不足が課題になっております。全職員の技能の向上により、多種多様な災害に対する救急体制を向上させることが必要です。それから、住民への救命方法の周知、関係機関と住民との連携した救急体制づくりが必要です。3つ目に、応急手当の普及啓発推進に関する実施要綱の一部改正により、今まで中学生以上であったものが小学校の高学年以上の住民を対象とする救命講習の開催ができるようになり、これを求められています。施策としましては、救急救命士の拡大2行為、救命士の養成が救急体制を充実させます。さまざまな現場に対応できるよう、外傷病院前救護講習、多数傷病者対応講習等を受講し、救急隊員の向上を目指します。最後に(5)、火災予防ですが、今後も住宅用火災警報器の設置の維持管理を継続させることが必要であります。高度化、多様化する予防業務を円滑に遂行するため、専門的な知識、技術を持つことが必要です。施策としましては、立入検査の強化や避難訓練、防火フェスティバルのイベントを通じて火災予防意識の高揚を図ります。予防業務に対する職員については、予防技術資格者の養成、確保に努めます。

説明は以上でございます。

細 井
委 員 長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明をいたします。

58ページ、4-7、防災、治水の現状でございますが、災害については全国的には大規模な地震や異常気象による台風や集中豪雨など、これまでの予測を超えた自然災害が発生しており、本町では資材や食糧を計画的に整備するとともに、防災計画の見直しを行い、防災体制の強化を行っております。また、地域防災力を高めるため、自主防災組織の発足など住民の防災意識が高まっているところでございます。

河川についてですが、主要河川では改修等が進められていますが、音更川は一部区間で決壊などの影響が懸念され、居辺川は部分的な暫定改修であり、全体を見据えた改修が行われていない状況でございます。ほかの1級河川は、ワッカクネップ川を除き、農業用明渠排水路事業で整備を進めているところでございます。普通河川については、異常気象や土地利用の変化により流出形態が変わり、河積不足による氾濫、河岸決壊などの対策が必要でございます。山地河川については、護岸整備並びに土砂流出崩壊の防備の検討が必要となっているところでございます。

59ページの主な課題と施策についてですが、(1)の防災では、災害が多種多様化しており、防災教育等のソフト面の対策が必要であるとともに、減災、防災に向けた体制強化や意識の普及を継続することが必要であり、施策としまして、ハザードマップの見直しや地域防災計画の見直しを行うとともに、住民の意識の高揚に努めていきます。

(2)の治水では、異常気象による河川災害への対策が必要となっており、施策として、河川改修の要請、整備に努めるとともに、水辺環境に配慮した河川整備に努めていきます。

以上で説明を終わります。

細 井
委 員 長
波 多 野
町 民 課 長

町民課長。

60ページ、引き続き4-8、交通安全、防犯について町民課長、波多野より説明申し上げます。

現状でございますが、各地区の要望や交通安全巡回により、とまれ等の規制に関する標識は帯広警察署を通じ公安委員会に要請し、案内や警戒に関する標識は道路管理者に設置の要請を行っております。また、住民や交通安全関係団体と警察署等の協力を得て、各種交通安全運動を年間を通じて行っております。次に、防犯活動としましては、生活安全推進協議会と警察と連携し、防犯パトロールや定期的に住宅及び車等の施錠、防犯診断などの活動を行っております。また、子供を狙った犯罪防止のため、教育委員会と連携し、こども110番の家を指定しております。

主な課題と施策でございますが、(1)、交通安全ですが、道内の死亡事故のうち65歳以上の方の割合が50%あり、高齢者が当事者となる交通事故がふえております。交通事故の状況は、信号や横断歩道のない道路を高齢者が横断中にはねられるという事故が多く、高齢者の交通安全対策を推進してまいります。(2)、防犯でございますが、地域住民が主体的に防犯活動を起こすような活動を推進していくことが必要です。社会福祉協議会等の安心安全地域づくり事業などの事業と連携し、独居高齢者や高齢者世帯の方々に防犯意識の啓発に努めたいと思っております。また、今後も子供を狙った犯罪防止のため、こど

	<p>細 井 委員長 寺田総務 企画課長</p>	<p>も110番の家の指定箇所を周知するとともに、指定箇所の拡充を推進していきたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p> <p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田より説明をいたします。</p> <p>61ページ、4－9、情報通信の現状でございますが、高速通信回線は町内全域にブロードバンドサービスが提供される環境整備が進んでいるところでございます。また、情報通信技術を活用するためのパソコン教室を実施しております。</p> <p>次に、主な課題と施策についてですが、(1)の環境整備では、ブロードバンドサービスの環境整備と管理を行うとともに、緊急時に対応した無線LAN等の整備が必要であり、施策として高速度通信回線の整備を通信事業者に要請し、地域情報ネットワークの充実を図るとともに、公共施設等に無線LAN整備の推進を図ります。(2)の情報教育では、情報通信技術を使用する知識や技術の普及が必要となっているところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>細 井 委員長 加 藤 副委員長</p>	<p>説明が終わりましたので、第4章について質疑に入ります。ございませんか。11番、加藤委員。</p> <p>50ページの住宅、宅地、移住定住のところなのですが、(2)番の住宅のところ、多様な住宅ニーズを把握して定住促進に向けるというふうに記載しています。施策の中で④に、若年層も入居しやすい形で住宅改修するなどというふうになってはいますが、たしか私どもの所管のほうでも定住促進に向けての施策の提案をさせていただきました。この中には余り取り入れられていないのかなと思います。若年層が住みやすいのは、決して新しいことでなくて、そのための支援だとかいろいろなことをセット物で考えていかなければ、若年層は今ニーズがいっぱい広がっている中ではこの町に住みづらいのではないかなと私は思うのですけれども、その部分はこの施策の中で拾い上げていただけたのでしょうか。</p>
	<p>細 井 委員長 増 田 建設課長</p>	<p>建設課長。</p> <p>建設課長、増田よりお答えさせていただきたいと思います。</p> <p>ここに書いてある多様な住宅ニーズを把握して定住促進に向けるという面につきましては、民間アパートも含めた中で現在若年層も入居しやすいという形と、若年層の中でも新しいきれいなところに入りた方とか、あと給与的な部分もあって安い公営住宅を選ぶといういろいろなニーズがございまして、それに合致する形で、ある程度民間アパートに営業妨害といいますか、そういう部分も影響を与えないような</p>

中で公営住宅で拾うという部分も踏まえた中で、両方とも民間を圧迫しないように、なおかつ低所得者を拾いやすいという形でカバーしていきたいと考えておりますし、あとまた高齢者世帯、子育て世帯等の今見守りつき公営住宅とか、これから新しく建てかえをするという目的を持っている公営住宅を建てかえするのですけれども、それについては高齢者世帯から今度は子育ての家族向けの公営住宅も踏まえて考えていきたいと考えております。

以上でございます。

細井
委員長
加藤
副委員長

11番、加藤委員。

今お答えの中で子育て世帯に向けても施策の中で取り入れるとあるのですけれども、当然公住の使命としては低所得者層の方々を使いやすいことが大前提でないかなというふうに私は思います。高齢者も若年層も子育て世帯も、やっぱりそこら辺が公住の使命としてあるのかなと思うのですけれども、この10カ年の中でかなり経年されている古い公住の更新計画はどれぐらいのことを今考えておられますか。

細井
委員長
増田
建設課長

建設課長。

これにつきましては、土幌町公営住宅等長寿命化計画と住生活基本計画の10カ年計画に基づいて、ここに記載されているようにまずは修繕を中心的に行いまして、どうしても修繕より、費用対効果といいますか、取り壊したほうが良いという部分を政策空き家という形で持って行って、一部建てかえると。実態としては、全体的には公営住宅の戸数は減少方向に持っていくという計画となっております。お答えになっているかどうか、ちょっとわからないのですけれども、その程度ということ。

細井
委員長
加藤
副委員長

11番、加藤委員。

当然人口減少も念頭にあると思いますけれども、政策空き家が出ることは、結局閉じるだけでなく、それにあわせて改修をしていくということがセット物だと僕は思うのです。町の予算で長寿命化を図ってしまうと、逆に言えば建てかえしづらくなりますよね。その部分のバランスはよく考えていただきたいなど。まず、予算は基本的には建物は長く持たせましょうという考え方が出てしまうのでしょうかけれども、それとは別にしっかりと、定住促進の部分がまず柱でいくのか、資産の維持を優先するののかということのその判断からまずやっていかなければ、今言ったように結果的には減少していく公住なのですよとなると、では残すものはいいもの残したほうがいいではないか、しっかりと建てたほうがいいのではないかとということも私は考え方には持つべきだと思うので、せっかくこの10カ年の計画立てる中でそういうこ

とも念頭に置いて、長寿命も正しいけれども、思い切った施策も1つ出すべきだと私は思うので、ちょっと考えの中に入れていただきたいなと思います。

以上です。

細井
委員長
増田
建設課長

建設課長。

一応建てかえ計画につきましては、今450戸程度ございますが、10カ年の中で50戸程度減らす予定はしております。そして、新しく建てかえる場所といたしましては今現在行っている若葉団地、あと南百戸団地と睦団地、合わせまして50戸程度予定として計画はしております。以上でございます。

細井
委員長
小林町長

町長。

住宅施策というのは公営住宅だけではなくて、民間住宅あるいは住宅団地の造成も含めて、今回の総合戦略の中にもものっているわけがありますけれども、住宅対策の充実というのは極めて重要な位置だというふうに位置づけているところでありまして、今実施している住宅団地の造成とあわせて、民間住宅への支援も含めて、それらとあわせて公営住宅については先ほど建設課長が申し上げたとおり見直しを進めていくと、そういうことで住宅対策は進めていきたいと思っています。

細井
委員長
加藤
副委員長

11番、加藤委員。

今町長のほうから民間への住宅の支援ということも、アパート、賃貸の部分の支援のことを言われたと思うのです。去年までもずっと続けているのですけれども、できれば町費を投入して支援した以上、入居者が例えば子育て世帯ですとか、そういうところに関しては家賃をもうちょっと低くしてくれと、あくまでも建設助成ではなくて、それが定住促進であれば、その賃貸を使いやすいような提案もしていかなければ、家賃を低くするための助成なのだというほうが私は筋が通ると思う。建設費の助成だけでは、あくまでも民活のほうの方向性だと私は思います。それよりは、定住促進のために、建てた家は低所得の方でも若年層の方でも安い、若干でもいいから差をつけた家賃で住めますよというのが基本的の町のお金を入れた助成をするという建築に関しては町民に反映ができるのではないかなと私は思うのです。できればそういう思いも、先を見た考え方を持つのであればそういうことも提案したいので、おまけの一つになって申しわけないのですけれども、それを織り込んでいただければなおうれしいと思いますけれども。

細井
委員長

町長。

小林町長	1つは、今のうちの雇用の場からいけば絶対的に住宅が少ないということは言える。それをフーズだとかそういうところに定住の願いに行ったときも、やっぱりなかなか対応できる住宅がないということがありますし、ただいま民間の方が建てているというのは大体需要を見込んで建てているといますから、例えば新規にフーズなんかで人を雇った場合には空き住宅がないということがあるというのも現状なのでありますけれども、数を確保することとあわせて、今加藤委員がおっしゃったように少し安いだとかという価格だとか、それから利用も含めて多様な対応ができる住宅政策というのも必要ではないかということでもありますから、十分今の意見に留意しながら住宅対策進めていきたいと思えます。
細井委員長	加藤委員、今の部分についてはっきり明記を求めるということですか。
加藤副委員長	今のことは、既にもう実施されていることもあるので、これから先のことにどう踏み込んでいくかということもあるのですが、まず理事者の中にこの考えがなければ始めれないことなので、あえて言わせてもらったのですが、それに触れると①と②と③の整合性がちょっと僕はないと思うところがもうちょっと何とかならないかなと、どうせ直すならこっちのほうを直していただきたい。1番で言って、長寿命化を図ると言いながらも、その下は需要に応じていろいろなものを建てていくというふうにとられるので、私も最初から言ったように先を見越すのであれば、新しいものはしっかりいいもの建てて残すよというような打ち出し方のほうが正しいのではないかなと私は思います。最後に言った4つ目の質問に関しては、あえて載せなくても、また都度こういう実施をするときには私は言っていきたいので、逆にそっちのほうがいいのかなと思いますけれども、言ってしまった以上理事者も忘れないと思うので、今最後に言ったやつはいいです。でも、1番、2番、3番の整合性は、もうちょっととったほうがいいのかなと思います。
細井委員長	建設課長、よろしいですか、そのような指摘がありましたけれども。
増田建設課長	今おっしゃられたように、整合性を踏まえて再度検討したいと思います。
細井委員長	ほかにございませんか。
	(な し)
細井委員長	それでは、ないようですので、第4章の質疑を終了いたします。以上をもちまして本日の特別委員会を終了いたします。次回はあす14日午前10時から再開をいたします。なお、今までに出ました訂正、それから検討箇所についてはあすま

でにできると思いますので、十分検討、また訂正をしていただきたい
と思います。

本日はこれにて散会します。

(午後 1時42分)